

政 法 第 6 8 9 号
答 申 第 4 3 8 号
平 成 2 8 年 6 月 8 日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年12月26日付け教職第646号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第538号

平成25年11月30日付けで異議申立人から提起された、平成25年11月15日付け教職第548号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は平成25年10月15日付けで、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県立〇〇高等学校〇〇〇〇教諭が過去に勤務した学校での体罰または体罰と思われる事案及びそれらに関係するものすべて（以下「本件請求内容」という。）

3 対象文書の特定について

実施機関は、本件請求について、条例第11条の規定により当該行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した。

4 実施機関による決定

平成25年11月15日付け教職第548号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立年月日

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成25年11月30日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定の訂正（見直し）決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件請求は、〇〇〇〇教諭（以下「教諭」という。）の過去の事例等を開示請求しているもので個人に関する情報を不開示とすることは容認できるが、千葉県情

報公開条例第11条及び同条例第8条による個人の利益を害するおそれとは何か。

本件請求に対しては、存否応答拒否ではなく、部分開示は可能ではないか。

3 意見書の要旨

本件請求に関しては、教諭が着任後2カ月あまりで〇〇高等学校柔道部員に対して体罰を行ったことから、教諭が過去の勤務地において同様の事案があることが、現に千葉県柔道界の中では広く知られていることや、実際に目の当たりにしていること、当時の関係者からも情報提供を得ていることから既に公知されていることであれば改めて認識したいと考え情報公開請求をした。

同様の事案が繰り返しなされていることや同じ繰り返しをしないための改善がなされなかった。

ゆえに、今回のような〇〇高等学校柔道部生徒への体罰が発生したとすれば極めて遺憾であり、生徒及びその保護者として知る権利を有していることから情報公開請求、異議申し立てを行った。

第4 実施機関の説明要旨

1 不開示とした決定の理由について

(1) 本件請求は、氏名等を具体的に指定して行われた、いわゆる「名指し請求」であったため、対象行政文書の存否を答えるだけで条例第8条第2号の規定により不開示とすべき「個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報」が開示されるのと同様の結果を生じさせると判断し、条例第11条に基づき、その存否を明らかにせず開示請求を不開示としたものである。

(2) 異議申立人は、本件請求に対しては存否応答拒否ではなく部分開示は可能ではないかと指摘しているが、部分開示を行うことは、教諭の体罰または体罰と思われる事案及びそれらの事案に係る教諭に対する懲戒処分や訓告等の指導措置（以下「懲戒処分等」という。）が存在することを前提としている。

(3) 公務員の懲戒処分等の情報は、職務遂行情報ではなく、人の名誉、信用に直接関わる個人情報側の問題となり、みだりに公開されないという保護に値する利益を有するため条例第8条第2号の個人情報に当たる。

体罰関係文書の開示はすなわち教諭個人の懲戒処分歴など懲戒関係文書の開示を求めるものと同旨であると考えられ、存否を答えることはできない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 一般に、学校における体罰は社会的に許容されておらず、これを行った学校職員等は強い社会的批判を浴び、又、当該学校職員等に対しては懲戒処分等の厳しい制裁措置が取られていることから、学校職員等の職にある者が体罰を行った、あるいは行ったと疑われる事実があるという情報自体は職務を離れた個人としての評価をも低下させる情報であると認められる。

よって、当該情報は、条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報である。

- 2 体罰とは、文部科学省による定義を要約すると、当該児童生徒の心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考慮した上で、殴る、蹴る、正座、長時間の直立姿勢の保持等被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒に当たると判断される場合をいうものとされている。

よって、教諭による児童・生徒への懲戒が体罰に該当するものであるかどうかの判断は、監督機関である実施機関によってなされるものであり、仮に実施機関が本件請求内容に係る行政文書が存在することを明らかにした場合には、教諭が体罰を行った事実又は行ったと疑われる事実が存在したことを実施機関自らが認める結果となる。

- 3 本件請求は、教諭を名指しして行われたものであることから、本件請求内容に係る行政文書の存否を明らかにした場合、上記2のとおり、条例第8条第2号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果を生じさせることになることから、条例第11条に基づきその存否を明らかにせず本件請求を不開示とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

- 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

- 5 結論

以上のとおり、実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年12月27日	諮問書の受理
平成26年2月6日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年2月28日	異議申立人から意見書の受理
平成27年12月24日	審議
平成28年4月27日	審議
平成28年5月25日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)